

令和 6年 2月29日
(2024年)

業 者 各 位

技 術 管 理 課

週休2日工事の実施について

このことについて、令和6年4月から建設業にも改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、建設業における働き方改革及び建設現場における週休2日の確保を推進する観点から、和歌山市が発注する建設工事において、「週休2日工事」を実施します。

つきましては、「和歌山市週休2日工事实施要領」を定めましたので、ご確認ください。

1 週休2日工事の概要

(1) 対象工事

和歌山市が発注する全ての建設工事。ただし、次に該当するものは対象外とすることができる。

- ・現場作業が短期間（1か月程度未満）で完了する工事
- ・災害その他避けることができない事由によって臨時の必要がある工事
- ・通年維持工事
- ・工程や完成時期に制約のある工事

※対象工事の場合は、特記仕様書等にその旨記載します。

(2) 積算方法等

予定価格から4週8休（≒週休2日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じて発注する。工事完成後に達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、減額変更する。

(3) 4週8休の達成状況確認

対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%以上を達成しているか「休日取得計画・実績書」等により確認する。

(4) 工事成績評定

4週8休以上を達成していた場合、工事成績評定の「工程管理」の項目において評価を行う。

2 適用時期

令和6年4月1日以降に契約締結する工事

3 その他

詳細については、和歌山市ホームページに掲載の次の要領等をご確認ください。

- ・和歌山市週休2日工事实施要領
- ・休日取得計画・実績書